

# (社)滋賀県造林公社の特定調停申立の概要について

## 第1 申立日等について

- (1) 申立日 平成19年11月12日
- (2) 裁判所 大阪地方裁判所
- (3) 申立人 社団法人 滋賀県造林公社
- (4) 代理人 弁護士 上原 武彦ほか
- (5) 相手方 公社に対する金融債権を有する金融機関等 10機関
  - ・農林漁業金融公庫
  - ・下流8団体(大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団)
  - ・滋賀県

## 第2 申立の趣旨

- 1. 申立人と相手方らとの間において、申立人の債務額を確定したうえ、この債務の支払い方法を協定することを求める。
- 2. 本手続は、特定調停手続の方法によりこれを行うことを求める。

## 第3 申立の骨子

### 1. 公社の財務状況

#### (1) 平成19年3月末日における資産・負債の状況

平成19年3月末日現在の貸借対照表に計上されている資産と負債は、次のとおりである。

資産の合計 約368億円

負債の合計 約365億円

しかし、この貸借対照表につき資産査定をした貸借対照表によれば、申立人の実質資産と実質負債は次のとおりであり

資産の合計 約122億円

(今後の木材価格の動向にもよるが、現時点での試算の最大値)

負債の合計 約365億円

約243億円の債務超過である。

## (2) 主要な負債の内訳

平成19年3月末日現在の農林漁業金融公庫・滋賀県・下流社員に対する債務額は概ね次のとおりである。

農林漁業金融公庫	約113億円
下流8団体	約166億円
滋賀県	約82億円
合計	約361億円

## 2. 経営改善の方針

### (1) 森林づくりの方向性について

経営改善に当たって、伐採後の取り扱いに対する現実的な対応として、土地所有者の理解と協力を得ながら、公社が一定の伐採収入を得て償還ならびに分収交付の財源を確保しつつも、土地所有者が再造林を行う必要がない森林づくりを目指す。

### (2) 公社の役割と経営改善に必要な視点について

公社は、水源かん養の保全をはじめ公社営林の持つ多面的機能を維持増進させるとともに土地所有者の信託に応えつつ分収造林事業を継続しながら債務の償還に努めていく役割を負っており、公社にとっては公益性と事業性を追求することが求められており、巨額の債務を抱える中で、この二面性を同時に満足させるため抜本改革を行う。

## 3. 事業計画

公社が造成した森林を伐採して収益を得ようとするものであるが、将来の木材価格を想定することが困難であるため、事業計画等について精査しているところである。現段階においては、平成27年度から平成63年度までの間に伐採することにより、最大で償還財源として約122億円を見込んでいる。

## 第4 支援要請について

### 1. 農林漁業金融公庫に対する支援要請の内容

弁済は伐採収入をもって充てることを原則とし、その支払い方法等について支援を求める。

伐採収入をもって返済できない債務については、債務免除を含めた協議を行う。

2 . 下流 8 団体に対する支援要請の内容

弁済は伐採収入をもって充てることを原則とし、その支払い方法等について支援を求める。

伐採収入をもって返済できない債務については、債務免除を含めた協議を行う。

3 . 滋賀県に対する支援要請の内容

弁済は伐採収入をもって充てることを原則とし、その支払い方法等について支援を求める。

伐採収入をもって返済できない債務については、債務免除を含めた協議を行う。